

災害時の相互応援に関する協定

旭川市と南さつま市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた協定市の一方（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定市の一方（以下「応援市」という。）が友好的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を、速やかに、応援市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援市は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 被害が甚大で通信の途絶等により被災市と連絡がとれない場合には、応援市は自主的な応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費の負担は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに、情報を相互に交換するものとする。

(情報の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(他の協定等との関係)

第7条 この協定は、協定市が別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

(協議)

第8条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項について、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、平成24年2月8日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 2月 8日

旭川市 旭川市長 西川 将人



南さつま市 南さつま市長 本坊 輝雄



災害時の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、旭川市と南さつま市が締結した災害時の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第4条及び第8条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 物資の購入費及び輸送費

(2) 資機材の輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第2号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市の、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

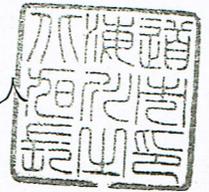
第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、平成24年2月8日から効力を発生するものとする。

平成24年 2月 8日

旭川市 旭川市長 西川 将人



南さつま市 南さつま市長 本坊 輝雄

